

令和 5 年度事業計画書

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

1. 基本方針

東日本大震災の復興事業におけるインフラ整備・復旧は概ね完了した。しかし、今年も日本各地で、大きな地震が発生しており、今後も予断を許さない状況ではある。

また、日常生活に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和 5 年 5 月 8 日より 5 類感染症に移行され、厳しい感染対策は緩和された。徐々にではあるが新型コロナウイルス発生前の日常に戻りつつある。

令和 4 年度の実績、活動を検証し、令和 5 年度も公共嘱託登記業務の適正かつ迅速な処理を目指す。そのためには、常に社員の力を結集できる組織運営を目指し、ガバナンスの強化に取り組む。法令、定款、諸規定の遵守、透明性の高い運営を常に心掛け、官公署はもとより、県民からも信頼され、必要とされる組織として、業務の提案や安定した業務受託を目指し、諸施策に取り組む。

公益目的事業の中でも登記所備付地図作成作業を重点的に取り組む。地図作成作業検討委員会を中心に、これまでの地図作成作業の反省点、問題点等を踏まえて改善策の検討をする。

また、官公署を対象とした官民境界確認補助業務の受託についても推進していく。

土地境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業については、官公署を対象にした研修を実施し、地図の役割や登記の重要性を啓発し、公益社団法人としての当協会の役割を周知していきたい。

公益目的事業の具体的内容を以下に示す。

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業

従来の官公署からの受託業務はもとより、大震災や台風大雨等で被災した道路・河川の復旧・復興工事に伴う分筆登記業務等、国、県、市町村の行う災害復旧関連の公共事業に伴う調査・測量・嘱託登記手続きの実施

官民境界確認補助業務の受託推進

(2) 法務局備付となる地図の作成受託事業

東日本大震災で被害を受けた地域における復旧・復興の加速化を実現するため行う震災復興型登記所備付地図作成作業の実施

地図の整備が必要な都市部（D I D 地区）で行う登記所備付地図作成作業の実施
地図作成作業の成果の活用（道路境界管理図面の作成等）

(3) 登記基準点設置事業

宮城県内に認定登記基準点の設置

(4) 境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業

官公署主催の研修会への講師派遣、県民、官公署等へ制度の普及啓発活動

(5) 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業

当協会が業務を通じて長年培ってきたノウハウを活用して、災害時における筆

界復旧のための対応策の研究をはじめ、他団体とも協働して、不特定多数者の多様なニーズに応える研究を進めていく。現在も参加している「宮城県災害復興支援士業連絡会」に、組織として積極的に参加する。

2. 令和5年度事業計画

《総務関係》

(1) 公益社団法人ガバナンスの充実

- ・ 各種規則の整備
- ・ 法人運営のための情報収集及びスキルアップのための各種説明会、研修会の参加
- ・ 社員向けの情報の発信（公嘱かわら版の発行）
- ・ 関係団体と情報交換を密に行う
- ・ 効率的な会務運営の検討

《経理関係》

- (1) 公益法人会計基準に沿った適正な会計処理の実施
- (2) 継続的な出納確認による経理の透明性の確保
- (3) 公益法人会計の理解を深めるための研修会への参加
- (4) 月会費未納者ゼロを目指した啓発活動

《業務関係》

- (1) 公益法人における業務処理体制の整備
- (2) 地図作成作業業務の効率的な対応検討
- (3) 公益目的事業遂行のための社員研修
- (4) 登記基準点の設置
- (5) 地図作成作業成果を活用して道路境界管理図面の作成等
- (6) 官公署からの相談対応

《広報関係》

- (1) 宮城公嘱NEWSの発行（内容の充実）
- (2) 公益法人に対応したホームページの更新
- (3) 県民、官公署等への制度の普及啓発活動
- (4) 研修会への講師派遣